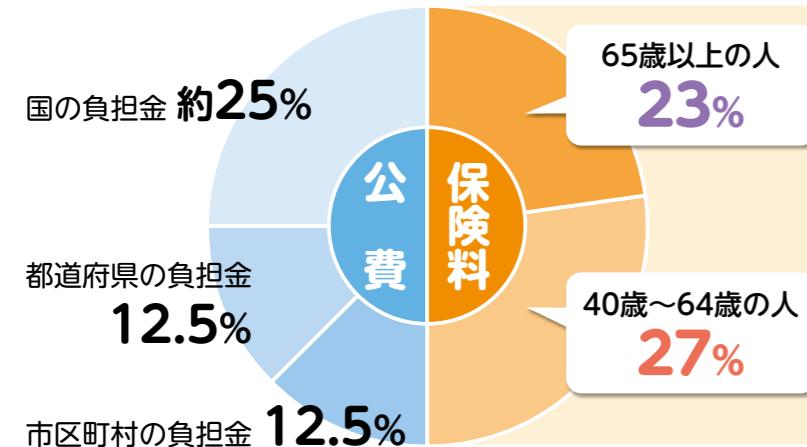


介護保険料は大切な財源です

介護保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源になっています。介護が必要な人が安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



●介護保険の財源（令和3年度から3年間）



保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

●保険料を納めないと

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

1年以上滞納すると (納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると (納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると (納期限から2年経過)

サービスを利用するときの利用者負担が3割*になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

*所得が一定の基準より高い人が滞納した場合、4割となります。

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している方は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している方は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している方は国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は播磨町の介護保険サービスに必要な費用と65歳以上の方の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{播磨町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{播磨町の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

年金が年額18万円以上の方

年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

●前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



仮の保険料額（前年度2月分）を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることができます。

- 65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合

- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年金を担保にしている場合

など

年金が年額18万円未満の方

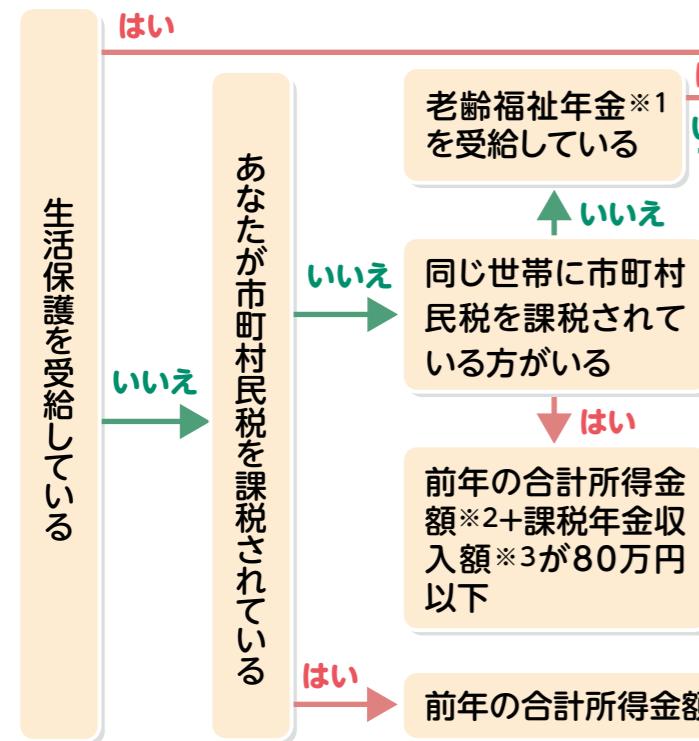
納付書、回座振替で納付（普通徴収）

播磨町から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、播磨町の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて決まります。

●あなたの保険料段階を確認しておきましょう



●保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです。

例

5月1日生まれ

4月分から

5月2日生まれ

5月分から



●介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。本人と世帯全員の課税状況や本人の所得などに応じて段階的に決められています。

基準額(月額)

5,500円(第5段階)

■令和3年度から令和5年度までの介護保険料

所得段階	対象者	比率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	1,650円	19,800円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当せず、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.5	2,750円	33,000円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当せず、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.7	3,850円	46,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下である方	基準額×0.85	4,675円	56,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	5,500円	66,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	6,325円	75,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	6,875円	82,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	8,250円	99,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.7	9,350円	112,200円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.8	9,900円	118,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.0	11,000円	132,000円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.1	11,550円	138,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.2	12,100円	145,200円

※第1段階～第3段階の方については、公費による軽減が行われています。

所得に応じて減免措置が受けられます

本人の収入や世帯の状況などにより、介護保険料や介護サービス利用料が申請により

減額されることがあります。

対象者	要件(すべてに該当)	減免内容	申請に必要なもの
① 保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の方のうち生活が著しく困窮している方	<input type="checkbox"/> 世帯員の前年1年間の収入の合計金額が60万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が60万円以下である。 (※1)	①②共通要件 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方に扶養されていない。 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方と生計を共にしていない。 <input type="checkbox"/> 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(認め印) ●すべての世帯員の年間収入金額がわかる書類(ご家族に死亡や失業などの事情がある場合は、事由発生の日以後1年間の収入見込額がわかる書類) 「年金振込通知書」「給与明細」「年金事務所が発行する年金見込額照会回答票」など ●すべての世帯員の資産額がわかる書類 「通帳(記帳済のもの)」「金融機関が発行する残高証明書」など
② 保険料段階が第2段階の方のうち収入が少なく生活が困窮している方	<input type="checkbox"/> 世帯員の前年1年間の収入の合計金額が120万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が120万円以下である。 (※2)		<ul style="list-style-type: none"> ●世帯員に死亡や失業などの事情があることがわかる書類 失業したとき▶「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」「無職申立書」など 入院したとき▶「領収書」「医師の診断書」など 事業を休廃止したとき▶「休・廃業届」など
③ 保険料段階が第2段階～第13段階で、失業などにより、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて大幅に減少する方	<input type="checkbox"/> 本人の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した、心身に重大な障害を受けた、長期(3か月以上)入院した、失業した、事業または業務を休廃止した、もしくは干ばつ冷害などにより農作物が不作であった。(これらのいずれかに該当する場合) <input type="checkbox"/> 事由発生の日以後、1年間の合計所得金額の見込額が、保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比べて半分以上減少すると認められる。 <input type="checkbox"/> 事由発生の日から1年以内に減免申請をしていること。	すでに賦課した保険料額と、事由発生の日以後、1年間の収入見込額を賦課の根拠に用いて算定した保険料額との差額相当を減額します。	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(認め印) ●事由発生の日以後1年間の収入見込額がわかる書類 「給与明細」「年金事務所が発行する年金見込額照会回答票」など ●世帯の生計維持者に死亡や失業などの事情があることがわかる書類 失業したとき▶「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」「無職申立書」など 入院したとき▶「領収書」「医師の診断書」など 事業を休廃止したとき▶「休・廃業届」など

以下に該当される方も介護保険料の減免制度の適用があります。

- ④ 災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた方
- ⑤ 刑事施設などへの収監により介護保険サービスを受けることができない方
- ⑥ 保険料段階が第2段階に該当する外国籍高齢者等福祉給付金受給者

※1 世帯員の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり17万5千円を60万円に加算した金額以下になります。

〈例〉世帯員の合計人数が4人の場合 60万円+17万5千円×(4人-2人)=95万円

すなわち、1年間の収入の合計金額が95万円以下であれば①の要件に該当することとなります。

※2 世帯員の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり35万円を120万円に加算した金額以下になります。

〈例〉世帯員の合計人数が4人の場合 120万円+35万円×(4人-2人)=190万円

すなわち、1年間の収入の合計金額が190万円以下であれば②の要件に該当することとなります。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

申請できる方(1、2の要件をすべて満たす方)

①(A)(B)のいずれかに該当

- (A) 老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税である方

あるいは

- (B) 世帯全員が住民税非課税である方



② 次の要件をすべて満たす

- 世帯全員の年間収入額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算。2人世帯の場合200万円)以下であること。
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算。2人世帯の場合450万円)以下であること。
- 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

申請に必要なもの

- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書
- 収入や資産、扶養状況を確認できる書類(健康保険証、年金振込通知書、年金額改定通知書、給与明細書または給与支払証明書、預貯金通帳、株券、証券の写しなど)
- 印鑑(認め印)

▶詳しくは、播磨町 保険年金グループ 介護保険チーム (079-435-2582) にお問い合わせください。

対象サービス	軽減対象費用	軽減率
介護老人福祉施設サービス および 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(1)旧措置入所者(ユニット型個室に入所している方)で利用者負担が5%以下である方および生活保護受給者	居住費
	(2)利用者負担第2段階の方	食費、居住費
	(3)上記(1)(2)以外の方	利用者負担額、食費、居住費
訪問介護(ホームヘルプ)、夜間対応型訪問介護および第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	利用者負担額	1/4
	通所介護(デイサービス)、認知症対応型通所介護、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業および介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護	利用者負担額、食費
	小規模多機能型居宅介護	1/2
(1)利用者負担第2段階の方	食費、宿泊費	老齢福祉年金受給の方は
	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、宿泊費
短期入所生活介護(ショートステイ) および介護予防短期入所生活介護	(1)生活保護受給者	居住費
	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、滞在費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額	10/10
看護小規模多機能型居宅介護	(1)利用者負担第2段階の方	居住費、滞在費
	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、宿泊費

※軽減となるサービスは兵庫県等および各市町に利用者負担額軽減措置事業の実施を申し出た社会福祉法人が提供するサービスに限られます。